

(厚生労働省委託事業)

# 令和6年度 成年後見制度利用促進体制整備研修

## 【都道府県担当職員・アドバイザー向け研修】

### 開催要項

一般財団法人長寿社会開発センター

#### 1. 目的

令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、国として標準的な研修プログラムを設定した上で、中核機関及び市区町村職員、都道府県職員、都道府県が依頼している専門職アドバイザー等に対する研修を実施する。

本研修の実施により、成年後見制度利用促進施策に関わる職員の全国の水準を確保し、権利擁護支援が必要な人への包括的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する人材を養成することで、地域共生社会の実現に向けた総合的な支援としての権利擁護支援の一層の充実に向けた取組の推進に資することを目的とする。

特に都道府県担当職員・アドバイザー向け研修では、主として都道府県担当職員、関係団体職員、都道府県アドバイザー等に加え、希望する市区町村担当職員・中核機関職員等を対象に、都道府県担当職員、都道府県アドバイザー（体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）それぞれの役割を理解すること等を目的とする。

#### 2. 受講対象・内容

研修の受講対象及び主な内容は下記のとおりです（研修プログラムについては、8～10頁の別表参照）。

受講対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県担当職員、都道府県社会福祉協議会担当者（委託予定（見込み）先の職員を含む）</li> <li>・都道府県アドバイザー（体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）〔候補者を含む〕</li> <li>・希望する市区町村職員、中核機関職員等</li> </ul>
主な内容	<p>都道府県担当職員、都道府県アドバイザー（体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）それぞれの役割を理解する。  ※演習部分は、対象（都道府県担当職員、都道府県アドバイザー（体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当））ごとに内容が異なる演習「（1）対象別演習」と、対象別演習の全受講者を対象とする「（2）総合演習」がある。</p> <p>（1）対象別演習</p> <p>①都道府県担当職員・都道府県アドバイザー（体制整備担当）対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県職員等とアドバイザーが知っておくべき体制整備のための知識、共同で行う研修の企画運営、地域課題解消のための都道府県とアドバイザーの連携を理解する。</li> </ul> <p>②都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当）対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利侵害の回復支援に関する相談事例の対応を通して、アセスメント、専門的助言について理解する。</li> <li>・個別事案相談におけるアドバイザーの役割と連携等を活用例等から学ぶ。</li> </ul> <p>③都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）対象：</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン等に関する研修の企画・運営を学ぶ。</li> <li>・アドバイザーとして研修ができるようになる。</li> </ul> <p>(2) 総合演習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県担当職員、アドバイザーの役割と連携を、複雑な権利擁護侵害の事例演習を通して学ぶ。</li> <li>・権利侵害から回復後の意思決定支援中心の関わりや地域課題解決について理解する。</li> </ul>
--	---

(注) . 受講にあたり、基礎研修の「成年後見制度利用促進法と基本計画」の内容を確認することを基本とします。(基礎研修の受講は必須ではなく、別途、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修受講者向けに上記科目の録画配信を行う予定)

### 3. 日程・定員

研修は、すべてオンライン配信形式にて、講義部分はオンデマンド形式での録画配信（以下、「オンデマンド配信」）、演習部分はライブ配信形式（以下、「ライブ配信」）で実施し、オンデマンド配信とライブ配信を合わせて受講する構成となっています。

各研修の日程及び定員は下記のとおりです。なお、表中の英数字は申込コードです。お申込時に、各研修のコードをご確認の上、お申ください（例：都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当）対象→申込コード：〈T-3〉）。

研修名	日程	定員
	①【オンデマンド配信受講期間】 受講案内後（お申込み後1週間程度を目安）～2月末 <sup>(注1)</sup>	380名
	②【対象別ライブ配信日】 <sup>(注2)、(注3)</sup>	
都道府県担当職員・アドバイザー向け研修	〈T-1・T-2〉 都道府県担当職員・体制整備アドバイザー対象 2月7日（金） 9:25～17:00	80名
	〈T-3〉 都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当）対象 1月22日（水） 9:40～16:30	150名
	〈T-4〉 都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）対象 2月10日（月） 9:35～15:20	150名
	③【総合演習ライブ配信日】 <sup>(注3)</sup> 2月14日（金） 9:25～17:30	380名

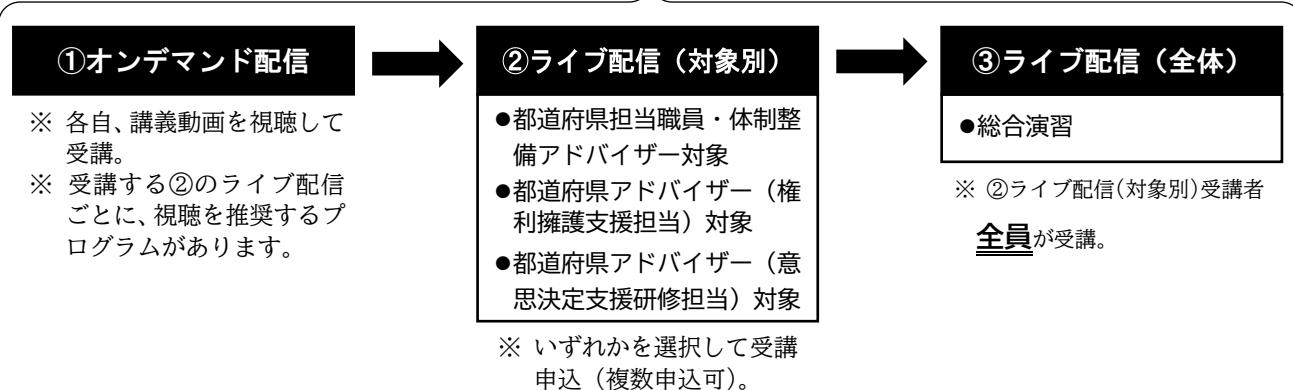
(注1) . 受講者はライブ配信日までにオンデマンド配信を視聴、学習してください。なお、受講する対象別ライブ配信（T-1・T-2、T-3、T-4）により、視聴推奨プログラムが異なります（p. 8～9参照）。

(注2) . 申込時に、受講する対象別ライブ配信を選択してください（同一人による複数申込可）。

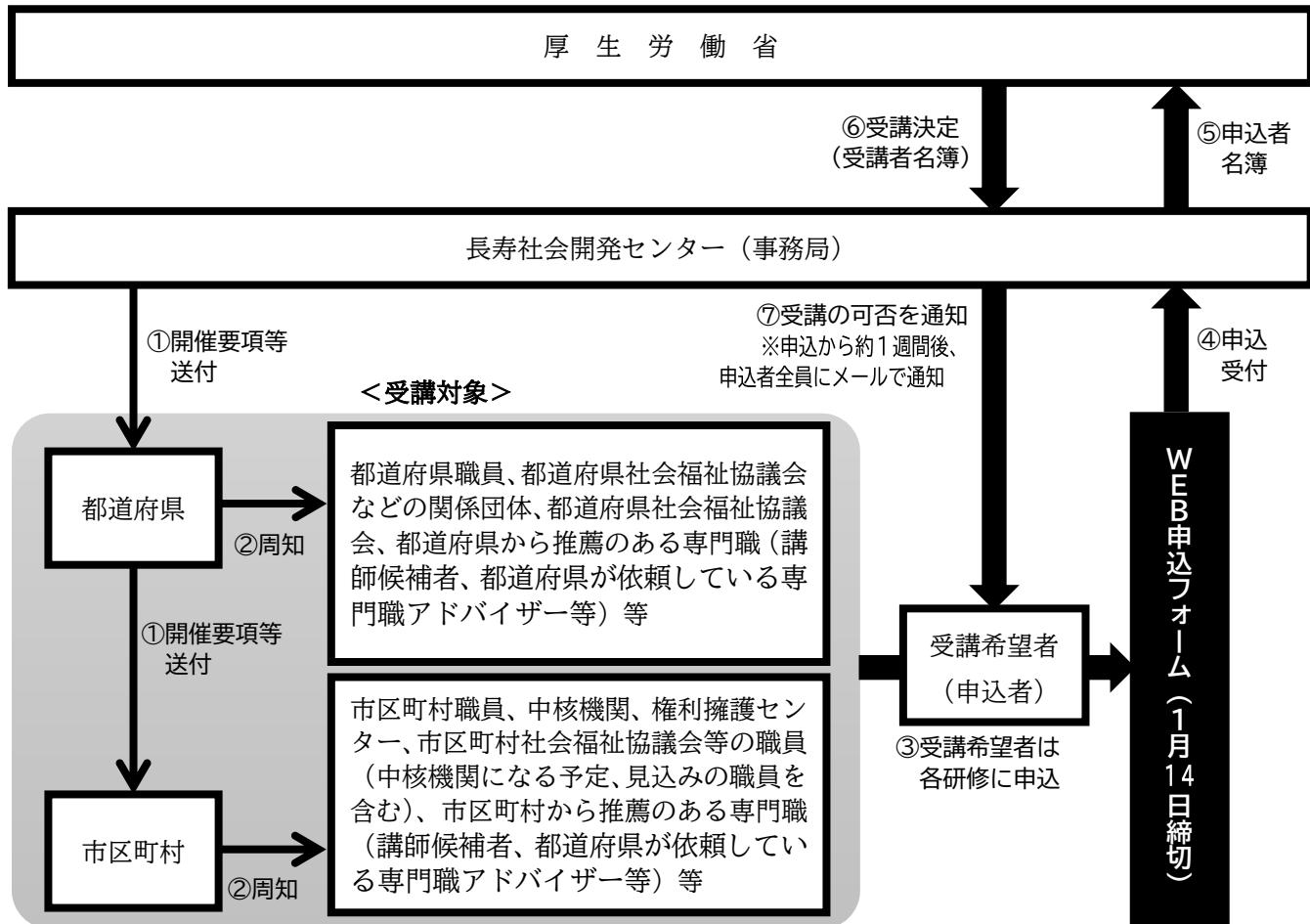
(注3) . ライブ配信は、対象ごとに内容が異なる「対象別ライブ配信」と、全受講者を対象とする「総合演習ライブ配信」があります。オンデマンド配信と併せ、全て受講することが基本となります。

#### 【受講の流れ】

受講者は①～③の全て受講（※②は対象別に実施）



## 4. 申込の流れ



### （1）受講希望者の募集について

#### 都道府県

◆都道府県担当職員の受講についてご検討いただくとともに、都道府県社会福祉協議会担当者（委託予定（見込み）先の職員を含む）、都道府県アドバイザー（体制整備担当、権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）〔候補者を含む〕、管内の市区町村、中核機関等の受講対象者に、開催要項等をメールで送付いただき、周知にご協力をお願いします。

- ◆都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当、意思決定支援研修担当）の受講奨励へのご協力のお願い
- ・都道府県は、アドバイザー設置の状況を踏まえて、専門職団体（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会）への相談・受講依頼にご協力賜りますようお願いいたします。同団体には、厚生労働省より事務連絡が発出されております。
  - ・上記団体からのお申込みについて、定員の都合上、「都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当）対象ライブ配信」（T-3）、「都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）対象ライブ配信」（T-4）については、各団体1名ずつとさせていただいております（両ライブ配信の受講者が重複しても構いません）。
  - ・各都道府県単位でアドバイザーを養成することを目的としていますので、相談窓口の整備が確定していない地域についても、専門職団体等とご相談をお願いできればと存じます。

※各研修の受講対象者についての詳細は、開催要項、厚生労働省事務連絡をご確認ください。

## 市区町村

◆市区町村職員、中核機関職員（委託先[予定・見込みを含む]）や市区町村から推薦のある専門職等の受講対象者に、開催要項等をメールで送付いただき、周知にご協力をお願いします。

### （2）受講申込について

#### 受講希望者

◆研修の案内に関するメールに記載されているURL（<https://koken2024.choju-kenshu.or.jp>）をクリックし、研修申込サイトにアクセスして下さい。申込方法について、詳しくは別紙2「令和6年度成年後見制度利用促進体制整備研修 研修申込のご案内」を参照ください。

◆受講のお申込みは、WEBにて受付します。本研修のWEB申込フォームに必要事項を入力いただくことで、お申込手続きが完了します。

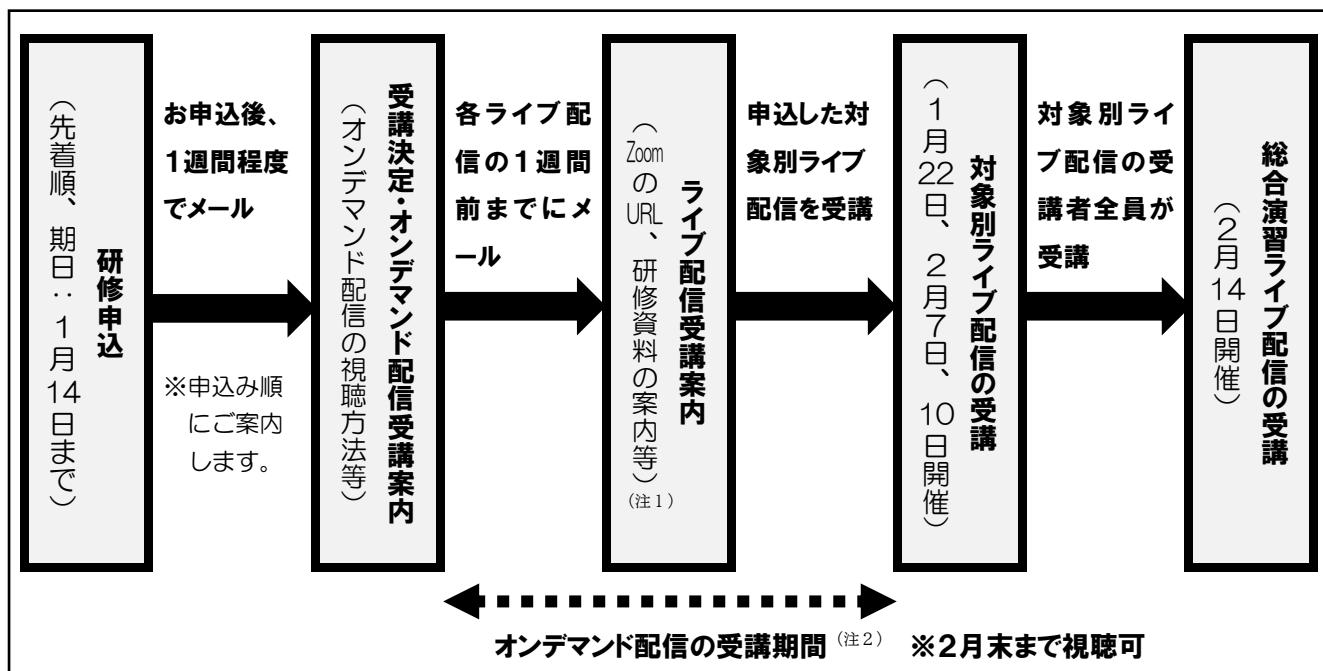
※本研修は、各対象別ライブ配信（T-1・T-2、T-3、T-4）の定員まで、先着順でお申込を承ります。定員に達した場合、締切日前にお申込の受付を締切る場合がありますので、ご注意ください。

※お申込手続きの完了は、受講決定ではありませんのでご注意ください。お申込いただいた方から順に、メールで受講可否、受講のご案内（オンデマンド動画視聴方法のご連絡等）をいたします。

※メールは、お申込受付後、1週間程度で順次、お送りします（お時間をいただく場合もあります）。

◆申込開始から締切まで：令和6年11月19日（火）から令和7年1月14日（火）18:00まで

図一 申込から受講までの流れ



（注1）．本研修の資料送付は、「総合演習ライブ配信」のみになります。対象別ライブ配信の資料は、メール送信等の資料を受講者様で、ご準備をお願いします。

（注2）．期日間際のお申込みの場合、ライブ配信前に、オンデマンド配信の内容を確認いただく期間が短くなります。

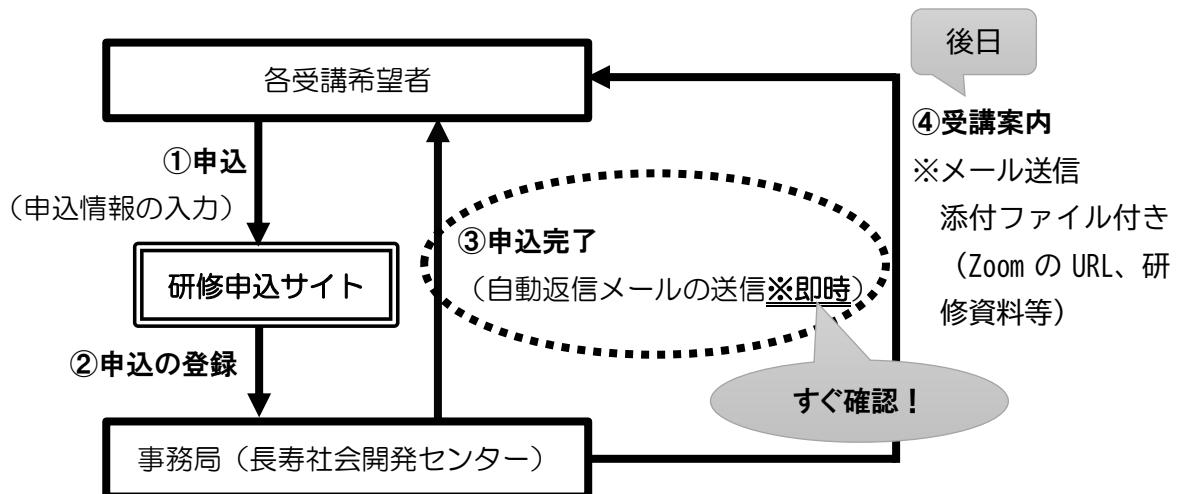
## 【受講申込時の注意点】

①お申込手続きは、受講希望者ごとに行ってください。

※同じメールアドレスで複数お申し込みいただくこともできます。ただし、お申込みいただいた人  
数分の連絡メールが送信されますので、ご注意ください。

②受講申込の流れ

図-受講申込の流れ



(注1) 使用するメールアドレスは、事務局の長寿社会開発センターからの添付ファイル付きメールの受信が可能なものでお願いします。研修の実施に必要な範囲内で、諸連絡（受講決定通知や受講方法の案内等）や資料等の送付に使用させていただきます。予めご了承ください。

(注2) お申込手続き完了と同時に、自動返信メールが送信されますので、必ずご確認ください。返信がない場合は、お申込が受け付けられていませんので、事務局までご連絡ください。

※ 迷惑メールフォルダご確認のお願い

・Gmail等で登録いただいた場合、設定により迷惑メールフォルダに振り分けられる可能性があります。メールが未着の場合、迷惑メールフォルダおよび設定等もご確認ください。

③研修資料は、「総合演習ライブ配信」のみ、郵送にて手配します。お申込の際は、資料を受け取ることのできる住所を入力してください。

(注) オンデマンド配信および「総合演習ライブ配信」以外のライブ配信については、印刷資料の送付がございません。メール等で研修資料のご案内をしますので、必要に応じ、ご自身でダウンロード、プリントアウトをお願いします。

### (3) 受講決定について

#### 申込者

- ◆本研修は、対象（T-1・T-2、T-3、T-4）の各定員まで先着順でお申込を承ります。各定員に達した場合は、締切日前にお申込の受付を締切る場合があります。
- ◆お申込いただいた方から順に、メールで受講可否、受講のご案内（オンデマンド動画視聴方法のご連絡等）をいたします。
- ◆受講可否、受講のご案内のメールは、お申込後、1週間程度で送信いたします（お時間をいただく場合もあります）。
- ◆申込時に同意をいただいた方については、「受講者名簿」に、お申込時の情報（お名前、ご所属先、申込された研修種別等）を掲載させていただきます。「受講者名簿」は、管内の受講状況を把握していくため都道府県・市区町村への情報提供に限り利用させていただきます。

#### 都道府県

- ◆申込締切後に、長寿社会開発センターから「受講者名簿」を送付します。管内市区町村への「受講者名簿」送付のご協力をお願いします。

## 5. 研修の受講

### (1) 研修の受講方法

受講決定者は、ライブ配信日までにオンデマンド配信を受講の上、ライブ配信を受講してください。  
受講方法の詳細は、受講決定後にご案内しますが、お申込にあたり下記ご確認をお願いします。

#### ①オンデマンド配信について：

- ・事前に録画した講義動画の視聴にて行います。オンデマンド配信の専用サイト（後日URLを案内）にアクセスし、指定された一定期間内にご自身で視聴し、学習していただきます。
- ・受講にあたっては、動画を視聴できるパソコン等の機器およびインターネット環境が必要です（インターネットによる動画視聴が難しい場合には事務局までお知らせください）。

#### ②ライブ配信について：

- ・演習部分は、ライブ配信（Zoom）による講師や受講者同士のやりとりも含めた双方向型プログラムにて研修を行います。
- ・ライブ配信の参加にあたっては、パソコンやWEBカメラ等の機器が必要になりますので予めご確認ください。なお、ライブ配信ではWEBカメラをオンにして参加いただくようにお願いします。
- ・ライブ配信に関し、やむを得ず当日受講いただけない方向けのインターネットライブ中継と録画配信を行う予定です（いずれも限定公開）。収録映像に、参加者の姿が映り込む場合がありますので、予めご了承ください。

#### 【ライブ配信を受講する際の注意点】

- ・パソコンでZoomミーティングに参加する場合、マイク・カメラ・スピーカーが必要になります

のでご確認ください。別途ご用意いただく必要があります。

- ・ミーティング参加時は、周囲に人がいない、音漏れや騒音が気にならない場合を除き、ヘッドホン、マイクの使用を推奨します。
- ・同じ場所で複数の参加者が居る場合は、ハウリングを起こす可能性がありますので、特に注意が必要です。
- ・周囲の音声をマイクが拾いますので、静かな場所の確保を事前に行ってください。
- ・ミーティング参加時は、高速で安定したインターネット接続環境が推奨されます。通信量オーバーによる速度制限、通信の切断等にご注意ください。
- ・動画の視聴、ライブ配信の参加等には別途通信料がかかり、受講者負担となりますので、ご注意ください。

※ 各研修のオンデマンド配信及びライブ配信（録画）については、研修実施後も視聴できるように、限定公開にてWEB上でアーカイブする予定です（2月末までを予定、以降については別途ご案内）。

## （2）研修資料の送付

資料は「総合演習ライブ配信」のみ、研修の受講に合わせ、受講決定者に直接、お申込時に入力した住所への郵送にて手配します。

オンデマンド配信および「総合演習ライブ配信」以外のライブ配信については、印刷資料の送付がございません。メール等で研修資料のご案内をしますので、必要に応じ、ご自身でダウンロード、プリントアウトをお願いします。

## 6. 受講料

無 料

※ オンライン研修受講環境の確保、動画視聴やライブ配信受講時にかかる通信料、受講場所までの交通費、昼食代等については、受講者のご負担となります。

## 別表 都道府県担当職員・アドバイザー向け研修カリキュラム

### ①【講義型の科目：オンデマンド動画配信形式】

※受講するライブ配信ごとに、視聴を推奨するプログラム（●印）がありますので、下表にてご確認ください。推奨以外のプログラムを視聴いただくことも可能です。

＜視聴を推奨するプログラムについて＞ ※下表参照

◆ **〈T-1・T-2〉 「都道府県担当職員・体制整備アドバイザー対象ライブ配信」受講の方：**

・都道府県担当職員→【T-1】

・都道府県アドバイザー（体制整備担当）→【T-2】

◆ **〈T-3〉 「都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当）対象ライブ配信」受講の方→【T-3】**

◆ **〈T-4〉 「都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）対象ライブ配信」受講の方→【T-4】**

科 目	内 容	時 間	T-1	T-2	T-3	T-4
アドバイザー視点からみた成年後見制度利用促進法と基本計画	都道府県担当職員や都道府県の専門アドバイザーの役割、立ち位置を理解する内容とする。	60分 (1時間)	●	●	●	●
高齢者・障害者虐待対応と消費者被害対応の基本的理解	高齢者・障害者虐待防止法に基づく具体的な対応と留意点、消費者被害の防止・対応に関する留意点を理解する内容とする。	180分 (3時間)			●	
権利擁護支援に関わる福祉と司法の連携について	権利擁護支援にあたっての、福祉と司法との連携の意義、効果、留意点などについて学習する内容とする。	45分		●		
生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援制度や、権利擁護支援を必要とする人と生活困窮への支援の具体的な関わり、重なりについて理解する内容とする。	45分			●	
セルフネグレクトについて	セルフネグレクトの具体的事例イメージをもち、支援者が感じる支援の難しさを理解する内容とする。	60分 (1時間)			●	
権利擁護を必要とする人への理解	差別や孤立、虐待により声をあげられなくなるパワーレス状態や、支援の中で本人がエンパワメントされていく過程を理解し、拒否している人、声を挙げない人へのアプローチの重要性を理解する内容とする。	45分	●	●	●	●
障害者分野における権利擁護施策の展開	障害者分野における権利擁護施策について、国連の障害者権利条約を中心とした展開を学ぶ内容とする。	60分 (1時間)		●	●	●
権利擁護支援 ～必要とする人の声～	実際に成年後見制度や日常生活自立支援事業等を利用する人の声を聴き、支援者に求められる姿勢を理解する内容とする。	60分 (1時間)	●			
司法面接の技法	事実調査において生じやすい問題や司法面接の概要を理解し、オープン質問を使用することができるようになる内容とする。	60分 (1時間)			●	
医療との連携ネットワーク	医療制度体系の基本と権利擁護支援の一連のプロセスでポイントとなる点や、医療機関との連携で論点となりうる点を理解する内容とする。	90分 (1時間30分)		●		
地域共生社会の実現に向けた体制整備	包括的な支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を一体的に推進する意義とプロセスを学ぶ内容とする。	60分 (1時間)		●		
権利擁護支援に関わる扱い手の育成と適切な交代	市民後見・法人後見及び日常生活自立支援事業の扱い手の育成の現状、柔軟な交代の必要性や課題を理解する内容とする。	90分 (1時間30分)	●	●	●	
家庭裁判所と都道府県の連携	家庭裁判所と都道府県の連携の必要性について理解する内容とする。	30分	●	●	●	

意思決定を踏ました後見事務のガイドラインについて	意思決定支援を踏ました後見事務のガイドラインについて理解し、説明できるようになる内容とする。	45分			●	●
障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドラインについて	障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドラインについて理解し、説明できるようになる内容とする。	45分			●	●
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて理解し、説明できるようになる内容とする。	45分			●	●
人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインについて	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインについて理解し、説明できるようになる内容とする。	45分			●	●
身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて理解し、説明できるようになる内容とする。	45分			●	●
後見人等への意思決定支援研修	「都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）対象ライブ配信」の受講者を対象に、「後見人等の意思決定支援研修（令和5年度実施分）」の動画視聴による事前学習を行う内容とする。	180分 (3時間)				●

※視聴を推奨するプログラムの合計科目数・時間数(参考) :

申込区分	対象	科目数	時間数
〈T-1・T-2〉	都道府県担当職員【T-1】	5科目	4時間45分
	都道府県アドバイザー（体制整備担当）【T-2】	8科目	8時間00分
〈T-2〉	都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当）【T-3】	14科目	14時間15分
〈T-3〉	都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）【T-4】	9科目	9時間30分

注. オンデマンド配信の内容と時間数は予定であり、変更となる場合があります。予めご了承ください。

## ②【演習部分：ライブ配信形式】

### ②-1) 対象別ライブ配信

※対象（「都道府県担当職員・体制整備アドバイザー」、「都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当）」、「都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）」）ごとに実施します。また、希望する市区町村職員・中核機関職員等の受講についても可能な限り認めることとします。

#### ◆ 〈T-1・T-2〉 「都道府県担当職員・体制整備アドバイザー対象ライブ配信」:

科 目	内 容	時 間
都道府県による市町村支援	都道府県による市町村支援の必要性や具体的な取組方策の検討、扱い手の育成方針と専門職との連携等を学ぶ内容とする。	30 分
ニーズ調査等の手法	権利擁護支援に関するニーズなどの把握方法や分析、関係者を巻き込みながら調査を実施する意義について理解する内容とする。	30 分
都道府県・都道府県社協が実施する研修企画	都道府県が市町村に対して行う研修の目的を再考し、具体的な方法を検討、好事例報告から学ぶ内容とする。	60 分 (1 時間)

ネットワークと組織連携 地域連携ネットワーク構築のための工夫	ネットワークとは何か？何のためにネットワークが必要なのかを演習をとおして理解する内容とする。 地域連携ネットワーク構築の考え方や手法を学ぶ内容とする。	90分 (1時間30分)
地域課題解消のための地域連携	市町村職員が把握した地域課題を多機関と共有し、協力体制を築いて解決していくプロセスと方法を学ぶ内容とする。	90分
都道府県と体制整備アドバイザーとの連携（都道府県協議会の運営、担い手育成方針策定含む）	アドバイザー設置、活用等における体制整備の促進、都道府県協議会・市町村協議会等におけるアドバイザーの連携、活用例報告について学ぶ内容とする。	50分

(実施予定日時) 2月7日(金) 9:25~17:00

◆ 〈T-3〉 「都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当）対象ライブ配信」：

科 目	内 容	時 間
権利侵害の回復支援に関する相談事例への対応	権利侵害事案での成年後見制度利用相談におけるアセスメントや専門的助言について理解する内容とする。	185分 (3時間5分)
ケース会議を通じた多職種連携の実践	アドバイザーが出席するケース会議の目的や、アドバイスを行う際の準備・ポイントを理解する内容とする。	60分 (1時間)
個別事案におけるアドバイザーの役割と連携	アドバイザー設置と活用等における困難事案や個別ケース会議等への対応、都道府県・市町村とアドバイザーの連携、活用例報告から学ぶ内容とする。	60分 (1時間)

(実施予定日時) 1月22日(水) 9:40~16:30

◆ 〈T-4〉 「都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）対象ライブ配信」：

科 目	内 容	時 間
意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの研修のポイント	後見人等への意思決定支援研修のプログラムや、各ガイドラインとの違いについて理解し、講師が務められるような内容とする。	130分 (2時間10分)
意思決定支援に関する相談事例への対応	中核機関から寄せられやすいと想定される相談事例の検討を通じて、身近な暮らしにおける意思決定支援の重要性やチームビルトの考え方について理解する内容とする。	120分 (2時間)

(実施予定日時) 2月10日(月) 9:35~15:20

②-2) 総合演習ライブ配信（〈T-1・T-2〉、〈T-3〉、〈T-4〉の全受講者が対象）

※全受講者（「都道府県担当職員・体制整備アドバイザー対象ライブ配信」、「都道府県アドバイザー（権利擁護支援担当）対象ライブ配信」、「都道府県アドバイザー（意思決定支援研修担当）対象ライブ配信」の受講者全て）を対象に実施します。また、希望する市区町村職員・中核機関職員等の受講についても可能な限り認めることとします。

科 目	内 容	時 間
権利擁護支援の総合演習①	複雑で対応困難な権利侵害事例の演習を通じて、都道府県担当職員、都道府県アドバイザーそれぞれの役割を理解する内容とする。	190分 (3時間10分)
権利擁護支援の総合演習②	権利侵害からの回復後、意思決定支援を中心に関わる必要性や個別事案から地域課題解決を図る必要性について理解する内容とする。	150分 (2時間30分)

(実施予定日時) 2月14日(金) 9:25~17:30

注. ライブ配信の内容と時間数、時刻は予定であり、変更となる場合があります。予めご了承ください。

#### <個人情報の取扱いについて>

受講者及び申込者の皆様に関する個人情報は、研修事業関連のみの目的で使用し、その他の目的で使用することはありません。その管理については、長寿社会開発センターが定める「成年後見制度利用促進体制整備研修における個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

#### <受講にあたって支援が必要な場合>

手話通訳等、研修の受講にあたりご支援が必要な場合は、事前にご相談ください。

#### <研修を中止する場合について>

天災事変その他やむを得ない事由により、開催を中止もしくは変更する場合がありますのでご了承ください。その場合は、受講者に直接メール等でご連絡します。

#### <本件に関するご連絡・お問い合わせ先>

一般財団法人長寿社会開発センター 企画振興部 山登、浅野

〒105-8446 東京都港区西新橋 3-3-1 KDX 西新橋ビル 6F

TEL : 03-5470-6753 FAX : 03-5470-6763 E-mail : [koken3@nenrin.or.jp](mailto:koken3@nenrin.or.jp)

---